

あさひが丘自治会だより4月号

◎ 「定期総会の開催関係について＝自治会長」

～5年度総会で自治会規約改正・決議をした「代議員制度」の実施2年目となります～

1 令和6年度自治会「定期総会」予定日及び出席者等

- (1) 日時、場所 令和6年5月19日(日)14時から あさひが丘自治会館ホール
- (2) 出席者 令和5年度常任役員及び副部長、各班からの代議員 2人以内

《 総会「代議員」予定者及び任務(規約第9条の2、9条の3) 》

- A 代議員予定者 原則として現班長及び新班長予定者、若しくはその代理者
- B 代議員の任務 総会に出席し、議案を審議し議決する。

《 「総会の成立」「議案の議決」(規約第11条4項、同5項) 》

- A 総会の成立 代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立する。
- B 議案の議決 出席した代議員の過半数の賛成により決する。

2 「全会員からの意見集約」とその対応予定等

- (1) 意見集約 4月末頃「総会議案書」の各戸配付後、「自治会だより5月号(5/上旬)」により、書式を例示し、全会員からの意見・要望等を聴取することとします。
- (2) 意見・要望等の対応 主な対応は、令和3年度、同4年度・5年度と同様に「自治会だより6月号」によりお知らせするほか、必要により常任役員等会議で対応を協議・決定し、その後の「自治会だより」によりお知らせすることとします。

3 今後の主なスケジュール

- ◎ 4月13日(土) 常任役員等会議～「総会議案書」の決議、印刷へ
- ◎ 4月25日(木) 「総会議案書」を各班長に配付、各戸配付へ
- ◎ 5月10日(金) 各班「代議員」の決定・集約、代議員名簿等の作成へ

[令和6年4月 総務部]

[あさひが丘自治会のHPは、<http://www3.plala.or.jp/asahigaoka/> です。]